

鳥取県監査委員のあゆみ

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日
鳥取県監査委員事務局
(敬称略)

年度 (監査委員名)	内 容	国・県の 動 向
<p>2 桐林正彦 山根朋洋 奈良井恵 広谷直樹</p>	<p>1 職員数の減(14名→13名)</p> <p>2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正(H29.6改正、R2.4施行)を先取りし、令和元年度から業務適正化(内部統制)を導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書を作成、公表した。</p> <p>3 「住民監査請求」(令和2年6月4日受付) ・結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。 (7月31日通知)</p>	
<p>元 小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 広谷直樹</p>	<p>1 監査委員の減 平成31年2月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が4名となった。(H31.4.29施行:1名減(議選委員の1名減))</p> <p>2 業務適正化(内部統制)体制の導入を踏まえた定期監査の見直し 執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえて、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料(旧称:監査調書)の見直しを行った。</p> <p>3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(40団体→30団体)</p> <p>4 「職員の損害賠償責任監査」(交通事故に係る損害賠償責任監査請求令和元年11月8日受理)の監査結果を通知(令和2年2月18日)</p>	<p>業務適正化(内部統制)体制の導入</p>
<p>30 小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 内田博長 坂野経三郎</p>	<p>1 職員数の減(15名→14名)</p> <p>2 「住民監査請求」(個人1名(平成30年10月12日及び15日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (11月8日通知)</p> <p>3 「職員の損害賠償責任監査」(交通事故に係る損害賠償責任監査請求2件:平成30年1月30日受理)の監査結果を通知(平成30年4月10日及び5月25日)</p>	

年度 (監査委員名)	内 容	国・県の 動向
29 (小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 内田博長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会においてその必要性等を協議し、第7回監査委員協議会(平成29年9月27日)で直ちに選任する必要はない旨合意した。 2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見への言及 (内容) 特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 〔該当箇所〕 <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出決算審査意見書の第3セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書(企業局)のPFI関係に係る組織のあり方 	地方自治法の一部を改正する法律公布 (H29.6.9)
28 (小林敬典 湯口夏史 山根朋洋 上村忠史 森 雅幹)	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(50団体→40団体) 2 「住民監査請求」(個人9名(平成28年4月27日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。(5月26日通知) 3 「職員の損害賠償責任監査」(現金(資金前渡金)の亡失に係る損害賠償責任監査請求:平成28年7月12日受理)の監査結果を通知(平成28年9月30日) 	
27 (岡本康宏 湯口夏史 山根朋洋 上村忠史 森 雅幹)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期監査の实地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、实地監査機関数を絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。 2 「住民監査請求」(個人9名「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」(平成27年4月22日受理)) ・監査結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。(6月10日通知) 3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に基づき審査を行った。(平成27年8月19日) 	

年度 (監査委員名)	内 容	国・県の 動向
26 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 浜田妙子 安田優子	1 住民監査請求 (1) 「住民監査請求」(個人4名(平成26年5月29日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (6月18日通知) (2) 「住民監査請求」(個人1名(平成26年8月16日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (9月10日通知) 2 江原道監査分野視察研修団との意見交換の実施 ・日 時:平成26年12月10日 ・場 所:県立図書館 ・出席者:〔江原道視察研修団〕17名 〔鳥取県〕岡本代表監査委員ほか事務局8名	
25 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 浜田妙子 安田優子	1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 監査リスクの低減を図るため、団体の運営状況を踏まえて、リスクが想定される補助金等交付団体を重点的に選定するとともに、監査実施団体数を増加した。(40団体→50団体) 2 「住民監査請求」(個人4名「平成23年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の用途について」(平成25年6月28日受理)) ・監査結果:議長・知事への勧告(8月19日) 3 「職員の損害賠償責任監査」(物品(公用車)の損傷に係る損害賠償責任監査請求:平成26年1月23日受理)の監査結果を通知(平成26年3月31日)	
24 岡本康宏 伊木隆司 湯口夏史 興治英夫 前田八壽彦	1 監査委員の減 平成24年2月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が5名となった。(H24.4.1施行:1名減(識見委員の1名減)) 2 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、不適正な事務処理の処理状況を踏まえ、実施機関の重点化を行うこととした。 3 住民監査請求 (1) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年5月11日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (5月24日通知) (2) 「住民監査請求」(個人1名「鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会に係る支出について」(平成24年8月2日受理)) ・監査結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認めた。 (9月7日通知) (3) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年9月21日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (10月4日通知) (4) 「住民監査請求」(個人1名(平成24年10月5日受付)) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下。 (10月24日通知)	

年 度 (監査委員名)	内 容	国・県の 動向
<p>23</p> <p>山本光範 米田由起枝 伊木隆司 山根眞知子 興治英夫 前田八壽彦</p>	<p>1 職員2名減(17名→15名)</p> <p>2 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 監査実施団体数の減(50団体→40団体)</p> <p>3 「住民監査請求」(個人3名「平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の用途について」(平成23年5月2日受理)) ・監査結果：議長・知事への勧告(6月22日)</p> <p>4 外部委託による工事監査の廃止 平成13年度から外部委託により実施していた工事監査について、 執行部における各種規程の整備や検査体制の充実等が図られたこと から、平成23年度で外部委託による工事監査を廃止した。</p>	